

令和6年度麦類供給円滑化推進事業(令和5年度第1次補正予算繰越分)に係る公募要領
制定 令和6年 10 月 21 日付け6農産第 2761 号

第1 総則

令和6年度麦類供給円滑化推進事業(令和5年度第1次補正予算繰越分)に係る公募の実施については、この要領に定めるところによるものとします。

第2 目的

麦(大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。)の安定供給体制を構築し、供給を円滑化するための産地や実需者等による余剰在庫の保管等に要する経費を支援します。

第3 事業の内容

本事業の内容は、関係法令、麦類供給円滑化推進事業補助金交付等要綱(令和4年12月6日付け4農産第3094号農林水産事務次官依命通知)及び麦類供給円滑化推進事業実施要領(令和4年12月6日付け4農産第3158号農林水産省農産局長通知)によるほか、以下に掲げるとおりとします。

1 事業の対象

本事業の対象は、民間流通麦促進対策実施要領(平成11年9月1日付け11食糧業第596号(企画・加食・計画)食糧庁長官通知。以下、「民間流通麦要領」という。)第2の2に規定する民間流通麦のうち、同要領第4、第5及び第6の規定により取引される麦であって、次の要件を満たす麦とします。

(1) 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組

令和5年産の麦のうち民間流通麦要領第4の2の(5)のイにより都道府県ごとに設定した一定の幅を超えた小麦、六条大麦、二条大麦及びはだか麦(以下「対象麦」という。)であること。

(2) 実需者等による麦の供給円滑化のための取組

実需者等(製粉企業、精麦企業等(以下「実需者」という。))及び実需者の組織する団体をいう。以下同じ。)が購入(所有権移転)した対象麦であること。

(3) (1)及び(2)の対象麦の保管予定倉庫は、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第3条の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者が保有する倉庫、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条の規定に基づき保管を行う者が保有する倉庫又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2の規定に基づき保管を行う者が保有する倉庫であること。ただし、麦・大豆保管施設整備事業(令和2年度補正予算、令和3年度補正予算)、国産小麦供給円滑化事業のうち国産小麦安定供給強化対策(令和4年度一般予備費)、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策(麦・大豆)のうち麦・大豆ストックセンター整備対策(令和4年度補正予算、令和5年度補正予算)で国から支援を受けて整備した倉庫は対象外とする。

2 事業の内容

(1) 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組

事業実施主体は、麦の供給円滑化を図るため、対象麦の数量を上限として、保有する対象麦の在庫について、次に掲げる事業を行うものとします。なお、事業

実施主体が全国団体の場合は、ウに係る経費について、複数の都道府県分をまとめて申請することができます。

ア 保有する麦が保管されていることの確認

イ 当該対象麦の入出庫の確認

ウ 当該対象麦に係る保管等に要した経費の算定・申請

(2) 実需者等による麦の供給円滑化のための取組

事業実施主体は、麦の供給円滑化を図るため、対象麦の購入数量を上限として、次に掲げる事業を行うものとします。なお、事業実施主体が全国団体の場合は、ウに係る経費について複数の都道府県分をまとめて申請することができます。

ア 保有する対象麦が保管されていることの確認

イ 当該対象麦の入出庫の確認

ウ 当該対象麦に係る保管等に要した経費の算定・申請

第4 応募の要件

1 第3の2の(1)の事業の事業実施主体は、生産者団体等（生産者の組織する団体及び集荷業者の組織する団体をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

(1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。

(2) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る能力を有していること。

2 第3の2の(2)の事業の事業実施主体は、実需者等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

(1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。

(2) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る能力を有していること。

第5 補助対象経費の範囲等

本事業の補助対象経費の範囲は、別表1に掲げるとおりとします。また、本事業における補助金の額は、総額146,954千円の範囲内とします。

応募に当たっては、本事業期間中における必要経費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも提案額と一致するとは限りません。

また、必要経費については、円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

補助の対象としない経費として別表1に定めるものとします。

第7 補助率

本事業の補助率は、別表2に掲げるとおりとします。

第8 事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和7年3月31日までとします。

ただし、事業実施主体において費用負担が大きく緊急性が高いことから、令和6年4月1日に遡って当該日以降の取組について支援の対象とすることができるものと

します。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、別紙（麦類供給円滑化推進事業（令和5年度第1次補正予算繰越分）の公募に係る申請書類チェックシート）に掲げるとおりとします。

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限は、令和6年12月20日（金曜日）午後5時までとします。
申請書類の提出先は、以下のとおりです。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課消費流通第2班

メールアドレス：mugisuisin@maff.go.jp

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- （1）事業実施計画等申請書類は、別記様式第1号から別記様式第4号までに掲げる様式に従って作成してください。
- （2）申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は無効となりますので、この要領等を熟読の上、注意して作成してください。
- （3）申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- （4）申請書類の提出は、原則として郵送等（郵送又は宅配便（バイク便を含む。）以下同じ。）又は電子メールとします。
- （5）申請書類を郵送等する場合は、封筒等の表に「麦類供給円滑化推進事業応募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- （6）申請書類を電子メールにより提出する場合は、件名を「麦類供給円滑化推進事業（令和5年度第1次補正予算繰越分）の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載した上で第9の2のメールアドレスに送付ください。
- （7）提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却いたしませんので、御了承ください。
- （8）提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- （9）本事業についての問合せ先は、次に掲げるとおりとします。なお、問合せの受付時間は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課消費流通第2班 電話番号：03-6744-9531

第10 補助金交付候補者の採択等

1 補助金交付候補者の採択

- （1）農産局長は、応募者から提出された事業実施計画書等を確認し、本事業の実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を採択し、予算の範囲内において承認します。

なお、申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

（2）審査結果については、審査終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

2 交付決定に必要な手続

補助金交付候補者は、実施要領、その他の通知（以下「実施要領等」という。）の内容を承知した上で、交付等要綱に基づき、交付申請を行うものとします。

第11 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守ってください。

1 事業の推進

事業実施主体は、実施要領等を遵守し、本事業全体の進行管理、事業成果の公表等、本事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理管理等をいう。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

（1）事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に基づき、適正に執行すること。

（2）事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。

なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

第12 公示への委任等

この要領に定めるもののほか、本事業の公募に関し必要な事項は、公示します。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページに掲載して行うこととします。

また、この公示に併せて、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課は、公募開始等の周知に努めることとします。

附則

この要領は、令和6年10月21日から施行する。